

平成29年勝浦町マラソン議会（第2回6月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成29年6月30日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 6月30日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 6月30日 午後3時05分 議長 籙公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籙公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番	美馬友子	8番	森本守
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	住民課長	籙和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	笹山芳宏
勝浦病院事務局長	笠木義弘	会計管理者	後藤信之

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第 4 議長辞職の件

日程第 5 副議長辞職の件

日程第 6 同意第 1 号 勝浦町監査委員の選任について

1 追加議事日程（第 1 号の追加 1）

日程第 1 議長の選挙

1 追加議事日程（第 1 号の追加 2）

日程第 2 副議長の選挙

1 追加議事日程（第 2 号）

日程第 1 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例について

日程第 2 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで（第 1 号）

日程第 1（第 1 号の追加 1）

日程第 2（第 1 号の追加 2）

日程第 1 から日程第 2 まで（第 2 号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会第2回6月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況ですが，6月21日，勝浦町で開催された松茂町議会広報特別委員会委員視察研修会に議会広報常任委員会委員5名と私が出席しました。

6月28日，徳島市で開催された徳島県町村議会議長会臨時会に私が出席しました。

次に，監査委員から平成29年5月分の例月出納検査の結果について報告書が提出されておりますので，報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，山田企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 続いて，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成29年勝浦町マラソン議会第2回6月会議における会議録署名議員は，3番美馬議員，8番森本議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

6月6日に議会運営委員会を開きましたので，協議結果を報告いたします。

会議日程ではありますが，本日1日の開催といたします。

なお、議会選出の節監査委員から6月28日付で辞職願が町長へ提出されている旨の報告を受けましたので、議長と協議の上、議事日程に上げております。

また、この6月会議における第一読会での全ての議案審議は、会議規則第52条にある議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に議長席で行うことに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。

午前9時35分 休憩

午前9時55分 再開

○副議長（麻植秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（麻植秀樹君） 日程第4、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、国清一治君の退場を求めます。

議長国清一治君から議長の辞職願が提出されています。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（河野稔彦君） 議長の辞職願を朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年6月28日。勝浦町議会副議長麻植秀樹殿。勝浦町議会議長国清一治。

以上でございます。

○副議長（麻植秀樹君） お諮りします。

国清一治君の議長の辞職を許可することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻植秀樹君） ご異議なしと認めます。したがって、国清一治君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前9時58分 再開

○副議長（麻植秀樹君） 休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻植秀樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午前9時59分 休憩

午前10時00分 再開

○副議長（麻植秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（麻植秀樹君） 追加日程第1，議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻植秀樹君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻植秀樹君） 異議なしと認めます。したがって、副議長が指名すること

に決定しました。

議長に6番籧公一君を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました6番籧公一君を議長の当選人とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(麻植秀樹君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6番籧公一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました籧公一君が議場におられます。会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

6番籧公一君。

○6番(籧公一君) 謹んでお受けいたします。

○副議長(麻植秀樹君) 前議長国清一治君の退任の挨拶をお願いします。

どうぞ。

○7番(国清一治君) 退任に当たり、一言お礼と感謝を申し上げます。

27年7月に全会一致で議長に信任をいただきました。1年目は短いなと思ったんですけども、やはり2年目になりますと私自身いろいろな多忙な時期もございまして、非常に長く感じたのはこれ事実でございます。皆さんの非常にご指導もあって、大過なく過ごしたことが私の一番の今思うことであります。

勝浦町議会は、県下では非常に私はまとまった議会だと思っております。いろいろな事案に対して、是々非々ではありますが、意見を出しても一丸となった議会をこれからも新しい議長のもとでも続けていただきたいと思います。

また、先ほどファンの方から花束をいただきました。感謝を申し上げます。

県下に誇れる議会として、執行部ともども、議会も一緒に町民福祉のために頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長(麻植秀樹君) 新議長籧公一君の就任の挨拶をお願いします。

○議長(籧公一君) 新しく議長を務めさせていただくことになりました。ご推挙どうもありがとうございました。

四文字熟語は明朗研磨であります。明るく朗らかに研さん続けるという意味であ

りますが、議会が充実してこそ町勢の発展、また住民福祉の向上につながることを思っております。そのために議員並びに執行部の皆様のご協力、ご指導をよろしくお願いいたします。

○副議長（麻植秀樹君） 町長に前議長のお礼と新しく就任されました新議長に対してお喜びの言葉をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

このたび前議長の国清議員さん、また今回新たに議長に就任をいたしました節議長さんには、この場をおかりをいたしまして、一言お礼とお喜びのご挨拶を申し上げます。

まず、国清議長さんにおかれましては、約2年間におきまして議会の円満な運営と町行政の発展のために格別のご尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。

議長さんに就任期間中は、住民に対する開かれた議会を、そしてまた子ども議会の開催など、議会改革を積極的に取り組んでいただきまして、大変ご苦労も多かったと思っておりますけども、心からそのご労苦と超越した指導力に感謝を申し上げたいと持っております。本当にありがとうございました。お世話になりました。

今後とも議員といたしましてもますますのご活躍を心からご祈念を申し上げる次第でもございます。

新たに勝浦町の第41代の議長にご就任をされました節議長さんにおかれましては、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

節議員さんにおかれましては、議員としての経験も非常に豊富でございまして、また持ち前の統率力に加えまして、政治力手腕も大変高く、お人柄も非常に綱紀潔白な方でございます。議長職という激務に就任されましたので、今後とも健康に十分ご留意されまして、町議会のかじ取り役として町行政の発展のためにご協力を重ねて賜りますようお願いを申し上げます。議長就任に当たりましてのお祝いのご挨拶とさせていただきます。まことにおめでとうございます。ありがとうございました。

○副議長（麻植秀樹君） 議事日程の都合により、休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（笹 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 日程第5、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、麻植秀樹君の退場を求めます。

麻植秀樹君から副議長の辞職願が提出されています。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（河野稔彦君） 副議長の辞職願を朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年6月28日。勝浦町議会議長国清一治殿。勝浦町議会副議長麻植秀樹。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） お諮りします。

麻植秀樹君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ご異議なしと認めます。したがって、麻植秀樹君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

議事日程の都合により、休憩とします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（笹 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しま

した。

追加日程第2の副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に3番美馬友子君を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました3番美馬友子君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました3番美馬友子君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました美馬友子君が議場におられます。会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

3番美馬友子君。

○3番(美馬友子君) 謹んでお受けいたします。力不足は十分認識しておりますが、副議長として議長の補佐が行えるよう一生懸命頑張るつもりでおります。皆様ご指導よろしく申し上げます。ありがとうございます。

~~~~~

○議長(筈 公一君) 次に、日程第6、同意第1号、勝浦町監査委員の選任につい

てを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、松田貴志君の退場を求めます。

本件について提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、同意第1号の提案理由の説明をいたします。

同意第1号、勝浦町監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任をしておりました笹公一監査委員の辞職願を平成29年6月29日に受理いたしました。

辞職に伴いまして、次の者を勝浦町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字棚野字前田18番地2。氏名、松田貴志様。生年月日、昭和50年8月13日でございます。ご審議をいただきまして、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹 公一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笹 公一君） 起立多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町監査

委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

議事の都合により、小休とします。

午前10時47分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（笹 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 追加日程第1，議案第1号，特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から議案第1号の提案説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、議案第1号の提案理由の説明をいたします。

議案第1号，特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このたび平成26年度から平成28年度の間固定資産税課税事務におきまして、課税漏れなどの不適切な事案が明らかになっております。町政に対する町民の信頼を損なう自体になったことにつきましては、6月議会の冒頭でも町民の皆様方にも議員の皆様方にもおわびを申し上げたところでもございます。こうしたことにつきまして、組織の最高責任者といたしましてみずからの報酬を減額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹 公一君） 町長の説明が終了しました。

次に、詳細説明を関係課長から求めます。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、議案第1号の詳細説明をさせていただきます。

一部改正条例の改正内容といたしましては、町長、副町長の報酬を平成29年7月から平成29年12月までの6カ月間、町長については条例に定められた給与月額から

当該額の30%に当たる額、副町長については5%に当たる額をそれぞれ減じるもの  
でございます。

続きまして、議案第1号のほうをお開きいただけたらと思います。

一部改正条例の本則の分でございますが、まず第1項めでは、「平成30年1月」か  
ら「平成29年6月まで」に20項を改めることにいたしております。これは既に10%カ  
ットがございます。その分につきまして「6月まで」に改めたものでございます。

その次に、2項を加えておりますが、21項では、平成29年7月分から平成29年12月  
分までを町長、副町長、先ほど申し上げました額の減額をするというふうな規定でござ  
います。

その下の22項につきましては、その1月分からにつきましては、先に減額しており  
ましたもとの10%、町長の減額につきましては10%に戻すというふうな規定でござい  
ます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（筈 公一君） 以上で提出者の説明は終わりました。

議事の都合により、休憩とします。

午前10時54分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（筈 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を行います。

これより第一読会の総括質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

国清議員。

○7番（国清一治君） まず、総務課長に聞きたいと思いますが、一連の流れとし  
て、きょう追加議案で条例改正が出されておりますが、ここのずっと動きで最初から  
この6月30日に出す予定であったのかどうか、事務的なこととして。本会議ですの  
で、お願いします。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ご質問に……。

○議長（筈 公一君） 座って。第一読会ですから。

○企画総務課長（山田 徹君） ご質問にお答えいたします。

当初は7月会議に提出をさせていただき予定でございました。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） その理由はどういう理由やったんでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的には職員の処分の部分がある程度固まってしていくべきであろうかというふうなことで、職員のヒアリング等々を重ねるのに若干時間がかかるというふうに思っておりました。

以上です。

○議長（笹 公一君） はい。

○7番（国清一治君） っていうことは、新聞報道とは違うわけなんですな、それは。新聞報道とは違うと。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 一応新聞報道で出ておりました6月中の処分につきましては職員の処分決定というふうな部分で判断をしておりましたので、特別職の分はその後というふうな私は理解をいたしておりました。

○議長（笹 公一君） 7番議員。

○7番（国清一治君） 済いません。

職員だけ処分して、特別職は処分しないと、今月中には。新聞報道はほうなっとなですか。それはほこまでは書いてありませんが。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 私の理解が誤っていたのかもしれませんが、私はそのように理解をしていたというか、職員の処分については私がある程度かかる必要があったと思っておりましたので、特別職のほうの処分というか特別職については当然特別職としての考え方でされるものと。それと、議会での議決が必要などというところで、7月というふうに考えておりました。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと私ばかりで何ですけれども、ほな町長でも副町長でもいいんですけれども、特別職は6月にはしないと。職員は6月中にはするっていう

判断で最初からあったんですか。これ副町長、ちょっとお願いします。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 職員につきましては、6月17日付の新聞であったとおり、町長のほうもこういった認識でおいでたと思います。特別職につきましては、事例等も調べる必要もあったとは思いますが、この時点で確定はしてなかったのかなというふうに思っております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私がこの前の6月会議だったのか、議員の意見をまとめて応接室で話しに行くと言って行ったときに、処分の話で6月30日に会議が開かれるので、議会の議決を伴うものについて出てくる場合があるんでないでって言うたことは副町長、聞いてますか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 一言一句まではもちろん覚えてないんですけども、そういったお話があったとは思いますが。中身についてまだ十分その時点で精査ができてなかったということもあって、明言はできてなかったのかなという気はします。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと一旦置きます。

○議長（笹 公一君） ほかに。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 熟尽会議でも6月中に何らかの方向性を出すというようなはっきりした町長のお答えでもございました。当然我々議員としては、町長みずからのそういう罰則というか、そういうことも含めての答弁だったと、そのように理解しておりました。そういうことの中で、今国清議員が言われたような話が出てきたので、内々の相談を受けましたので、私も発頭人として。それはそういう理解ではありませんよって、やっぱり6月中に町長もそういう同じことを出すというような答弁、確かにそう全部皆さんは理解しとんじゃないですかというような話をしました。そういう中で、それからのやりとりがあったんだろうと思うんですが、後々ちょっと話が余り先飛躍したらいかんで、このことだけちょっと私は発言しますが、熟尽会議での町長の発言はそういうことだったと私は理解しておりました、はっきり。ほかの議

員も恐らくそういうなことでなかったんでしょうか。

以上です。

○議長（笹 公一君） 答弁は。

○10番（大西一司君） いや、もしあるんやったら。

○議長（笹 公一君） 町長、はい。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） この件については、7月議会に出すにしても、事前の熟尽なりに諮っていかなんたら、話をしていかなければってというような一つのルールみたいなことができておりますので、そうした機会を持ってということとはもともと職員がここまで厳しく上限いっぱいまでしとんのに、管理者たる町長が全くしないやということはある話と私は認識もしとったし、当然6月の熟尽でお話をして、どの機会にするかは別にしてもして、ほんで7月の議会にかけたかったというんが本音のところです。

以上です。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 6月のあれいつでしたか。もうあれ大分になる。あのときの6月中にちゃんといたしますということは、6月中にそういう処分が町長含めて全部下されるものと、そういうふうに我々は理解しておりましたとさっき申し上げた。再度申し上げます。そういうことです。

○町長（中田丑五郎君） 熟尽会議で申し上げることは、それは別にやらないとかというんでなしに、やるつもりで事務的なことをやったということと報告になってるような認識でおりました。7月にかけるってということは、実行していくという一つのあらわれやけん、そんな認識で私はおりました。ほやけん、さっきも言うように、6月中に処分するということも、それも含めての処分というふうに考えていただきたいなと思ってます。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） これちょっと堂々めぐりになって、私どもの見解はそういうことでした。これはもう答弁要りません。そういうことです。

○議長（笹 公一君） ほかに。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） この課税漏れの現状とか、そして今の対応、この処分に関することを全職員に周知はいつごろ行うんでしょうか。そしてまた、そのことは誰が行うのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 誰。誰が答える。

山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 本日、議会関係会議が終了後に、課長会を開く予定にいたしております。ほんで、その課長会で、処分の詳細も含めて職員に話すというふうなことの予定をいたしております。済いません、町長から。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 課長会議で言って、全職員には課長から伝えるっていうことですか。

今回すごく重い処分なんで、そのことがこんな処分になるんだっていうことは、職員はしっかりと学んで、公務、業務に徹底しなければならないっていうことをすごく身につまるような感じで受けとめられないと、またこんな同じような事故が起こるかもわからないので、それはしっかりと全職員にも伝えてほしいと思います。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 先ほどの話の中でも、特にこの件に関して職員の綱紀のことが、服務規程のことを直接職員それぞれの課で会議やっていますので、その場で私もう既に行って、この今回の件についてはお話し、今後これだけに限らず、日々の生活面、またセクハラ関係とか、いろんな問題が今山積、いろんな世の中で事件、事故が起こっていますので、そうしたことにも十分配慮しながら、町民の信頼回復に努めるようにというようなことを申し上げる場をつくってやっておりますので、当然事件を十分認識して当たらなければ、町民の理解も得られないということなので、しっかりと事件の概要を他人事でなしに自分のこととして考えて対応するようにというような言葉で注意をしております。

以上です。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 聞つきよったら、自分自身は7月でええと思うとったという話なんやけど、何でほな6月に出してきたんですか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 今のご質問でございますが、一部の議員の方から、処分をするのは、新聞記事を見た中からいうと、出してくるのが妥当でないかというふうなご意見もございましたので、そこらを私のほうから町長、副町長にご相談申し上げて、そこでなるほどというふうなことがあって、出すようなことになったと私は理解いたしております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 新聞に載せて、町民っていう、県下全域に処分のことを明記されとるんですよ、これは。ほんで、職員だけして、トップがわしは1カ月後でもええわっていうような問題ではないと思うんやけどね。

ほれはほれとして、今課長が言うた答弁が正解だと思います。ほれ一部の人っていうんでなしに、私は多くの方がそれは当然のこととして捉えとったと思いますが、ほな私が何ぼしても議案に出てくる様子がないので、そういつて言いました。ほんで、そうしたら28日に説明する場を持ってくれますかと言いましたので、私は私一人では、最初から正副議長でこの協議は入ってますので、それだったら28日、ちょうど会議もありますので、ほの日だったらいけるということでした。その中で、ほな確認をしますが、かいつまんで言いますと、町長の処分のことと当時の課長補佐の処分のことはどう言われましたか、担当課長。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 午前中の熟尽会議で申し上げた部分にプラスいたしまして、該当課長の異動をご相談をプラスでさせていただいております。内容につきましてはちょっと私から説明するのはいかがかとは思いますが、以上でよろしいでしょうか。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） いやいや、いやいや、ちょっと待つてよ。人事担当課長として実際に僕に話されたことを言っってくださいっていうことなんで、町長の処分の率と当時の課長補佐の人事を、小休中でもいいです。とめてくれてもいいですよ。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午後 1 時45分 休憩

午後 1 時47分 再開

○議長（笹 公一君） 再開いたします。

○7番（国清一治君） 小休中にも詳細な説明があったんですけども、私と副議長がその処分の問題について協議持ったときに、町長は今回の、私にしては事件なんです。事件の処理じゃわね、町長は30%、ほんで課長補佐については税務課の主幹に戻すということで、私は30%については、熟尽の議員の中でも50%っていう話もあったんですけど、それはちょっと別として、30%なら妥当な線だなと思って、そのことは余り言いませんでした。ただ、職員を戻すということについては、それは住民が納得しないと。絶対納得しないっていうことで、そのことについてはもう何十分も話ししました。ほんで、きょうのこれまでの記録にない熟尽会議ですが、その中で人事のことは触れておりませんでしたので、その後変わったのかなということで捉えています。

ほんで、ここで町長に聞いておきますが、今の30%と、ほれと職員の異動については答えれる範囲でいいんですが、町民が理解できるような人事にされたと理解してよろしいんでしょうか、町長。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） まず、2点聞かれております。

まず、1点目の職員の異動先の話でございます。

この点については、当時の議長との考えの相違はございました。私にしたら、当時の職のところに行って、自分が間違っただけの責任をとって、名誉回復のために一生懸命解決するのが筋でないかというような話で、この点についてはなかなか私も、ああ、そうですかっていう話にならなくて、最後に結論は持ち越したような形で、私も最終結論、当時の議長の言葉、そのとおりですとは私は言わなかったです。それはそれとして聞いていたということで終わっております。その後、いろんな総合的に判断させてもらって、今回の違った結論に出てるのは確かなことでございます。人事のことでございますので、余り具体的に、まだ内示も出しておりませんので、少し発言を控えさせていただいておるところでございます。

それから、30%のことについては、私もきょう話ししましたように、10も含めて

30というような解釈で30%を一つのことと。そこまで、10プラス20とかというような話をした記憶はないんですけども、30で十分責任をとれるんでないかという判断のもとでの発言だったのかなという思いでいたしております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと一番肝心なところをきょう初めて公式に言われたんですけども、私はこの事件の処理のことで協議をしに来たんです、あのときは。この事件のことでどういう対応されるかっていうことを3人が出てきて説明したんです、私と副議長に。ねえ。いやいや、ほうなんですよ。後から後出しじゃんけんでないけど、僕は30%ということで、これは妥当な線だろうと。ということで、何人かの議員には言いましたし、あとは全員寄せんでも、これはこの線だったら納得できると。

それともう一点、職員の件はなかなか議会が入りにくいところがありますので、とりあえず町長の30%については適当な線ということで、そこは余り言わなかったと思う。言わなかったで。言わなかったと思います。ほれは言うてありませんので。そういうことできょうを迎えたので、また後で正式な質疑のところでは言いますが、私は議長として最後の町長との交渉だと思っております、あれが。ほんで、町長も信用するし、こんな大きな問題ですから、町長も信用してきました。それで、ある部分納得して、きょうの本会議に臨んでますので。私を裏切るような、後でそれは違うってというようなことでは私は納得できませんので、ほれはまた質疑のところでは言いません。

私は以上で終わります。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○7番（国清一治君） いや、答弁を求めてないんですけど。

○町長（中田丑五郎君） 発言はいけませんか。

○7番（国清一治君） 答弁はいりません。

○議長（笹 公一君） ほな、他に質問ありませんか。

○7番（国清一治君） 副議長はないで。ほうであったでしょう、副議長。ほういう話やったね。

○議長（笹 公一君） 他に質疑ありませんか。

森本議員。

○8番（森本 守君） 私が、3年ぐらい前だったと思うんですけども、ある空き家に行ってみますとポストに五、六枚の督促状が入っておりまして、そのことについて質問したことがあります。そのときの答弁で、督促状を郵便さんが送りつけたら届いたものとみなしますというような答弁でありました。またそれから、去年だったか、町営住宅の倉庫がわりに使えよう人がおるようなけれども、そういう人は出ていってもろうて、新しい人を入れたらどうかという質問しました。その答弁については家賃をちゃんといただいておりますので、そういう人はおりませんという答弁でありました。そんなことが私から見たら不審に思っていたんですけども、そのときに町長はどのようなふうな考え方で対処したか、何もしてなんだかどうかちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 町長に質問いけますか。いや、今までの質問で、税の督促状やったときに、たまっとっても返ってこなんだから届いとうもんやと思っただってという答弁をしとったっていう。ほれに対して町長はどのように対応してきたかって。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） ご質問にお答えをいたしますけれども、一般的な話になるかと思うんですけども、返却なければ届いたというような認識でおるのが通常的な考え方かなと思っておりますので、答弁いたします。

○議長（笹 公一君） 森本議員。

○8番（森本 守君） 課長の答弁としてはそういうふうだったんですけども、私は何ぼにも不審に思っただけなんですけど、ほれの延長戦がこういうふうに出てきたんではないかと私は今になって考えます。そのときに何か町長がそういう面について間違いないか、第三者とか、そういうほかのほうから、本人にさすんでなくして、ほういう調査をするべきではなかったかなというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） この点については、郵便のことだけ捉えて話するんですけども、最近警察署とか1市2町ですか、郵便局交えて見守りみたいな確認作業に従事していただけるというような協定書の締結をせんだって小松島警察署で参ったと

いうなことでございますので、そうした郵便配達されている人に対しましては信頼もおけるというなことで捉えた発言でないかなと思うてみたりするんですけど、その当時の、四、五年前の話でございますので、背景的なもんも十分わからないところもありますので、私としては届いたというような認識でおったという発言をしたんだろうと思っております。

○8番（森本 守君） 一応置きます。

○議長（笹 公一君） 他に質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号を第二読会に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付すことに決定いたしました。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

7番国清議員。

○7番（国清一治君） 議案第1号について質疑を行います。先ほどにもお尋ねしましたけれども、この際はっきりさせていただきたいと思います。

私は、6月28日、町のトップと議会の正副議長、一応トップの形でこの事件の処分について、私は最終的に話を伺ったつもりでありました。そのとおりであれば、私は今回質疑する気持ちは全くございませんでした。これは事実であります。ただ、そのこと言われたことと議案が違う。非常にこれ大事な、大事なところなんです。といいますのは、町長は、私はこの事件に対して6カ月30%のカットをすると、いきなりこれ

最初に言われたこと。最初に言われた。私はそのことについて、これが多いとか少ないとかは言いませんでした。ただ、私的には、ああ、まあ納得した数字であるなど思っていて、後のことをそれはかなり質問したはずですが。再度確認をしますとしますが、このとき町長が6カ月30%と言ったことを当時おりました山田総務課長、副町長、町長のほうから枝葉なしに言ったことそのまま答えてください。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 先ほどの第一……。

○議長（笹 公一君） 立ちって。

○企画総務課長（山田 徹君） 濟いません、失礼いたしました。

先ほどの第一読会で申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 町長の報酬減額につきましては、6月の30%減額っていう内容だったと思います。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問にご答弁申し上げます。

報酬額の減額について6カ月30%という総額で申し上げた記憶であると思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私は、この問題はもう非常に大きい。私、歩いたり地元のボランティアにも出てますけれども、行くたびにこの話言われます。私も議員として、行政の監視役として、濟んませんっていうことで謝ってます。はっきり謝ってます。十分監視ができてなかったということで謝っております。それぐらい大きな問題です。

ほんで、先ほどの熟尽でも原因がいまだにわからない。わからない。新聞にも書いてありました、わからない。わかっているんです、これは。わかっているんです、はっきり。ほれをわからないのうちにこれ改善策が打てるかどうか。それを非常に心配して

ますが、私はどうも小手先でこれ処分して対応してるようにしか見えません。私も税務課におりました。税の重要性、公平性、わかってるつもりです。今までこんな事件が起こったことは初めてであります。そういうことで、先ほど3人が答えたように、町長のカットは30%。しかし、議案は初めて聞くと少し違うということで、町長との良心的な私は話をしたと思います、あのときは。ほの%についてはほとんど意見は言ってませんので、了解したということでもありますので。このまま出されるのであれば、私は了解できません。当初町の幹部が言ったことどおりやっていただきたい。それで、最後の答弁をお願いします。

○議長（笹 公一君） 町長。3人に。

○7番（国清一治君） 町長。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問にご答弁申し上げます。

先ほど来申し上げましたように、報酬減額6カ月の30%というなことでございまして、決して作弄的な話でもございませぬし、先ほどの会議でも、過去におきまして、十数年前から私が町長に就任したときから自発的に20%のカットをしながらずっと今日まで20、15、10というような財政の健全化が進んでおりまして、若干数字は少なくなっておりますけれども、ずっと変わらず減額をしてきたつもりでございまして、ここで議員のおっしゃるような作弄的なものは一切みじんもございませぬ。申し上げたとおりの考え方で、30%という発言をしたところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（笹 公一君） 他に質疑はございませぬか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第1号について質疑を行いたいと思ひます。

今回出されている条例については、町長並びに副町長、特別職の報酬減額のことではございませぬが、そもそも今回この条例が出てくる発端となった固定資産税の課税漏れについて、この条例が可決されることによって、住民の税に対する不信感、また信頼というものが回復するっていうものではないと思ひます。こういう観点から質問をさせていただきます。

特に今回この特別職以外の部分、当時の担当職員3名の処分について検討されているようでございますが、現在においてはそれぞれ管理職として勤められている方々ばかりであります。今後の住民に対しての信頼回復。また、職員の中でのガバナンスをしっかりと機能さす。また、今回起こった事件のようなことがまたあったときへの庁舎として、この行政としてのリスクマネジメントをしっかりと機能させるかっていう部分において、どこまで新たな改善策を提示できるかっていう部分がさらに大事になってくることかなと私自身感じております。現時点で役場として考えておられる再発防止策、はたまた職に対する新たな指導等どのようなお考えをお持ちになられておられるのか、答弁できる方からお願いしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 担当課としてのあの税務課としての再発防止策、いやいやできる方っていうんがもし、それぞれ……。

○5番（松田貴志君） 担当課、誰が担当。どこの課かわからんけど人事も含めて担当課。

○議長（笹 公一君） まず、担当課から、ほな。いける。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 再発防止ということで、税務課内での限定ということになると思います。

このことに関しては、先日の熟済会議でも、マニュアルの作成なり、いろいろ原因をお示ししながら説明をさせていただきました。それを今実行しております。ただ、どなたかの議員さんもおっしゃったとおり、処理が遅いということがございました。私もこれが全てだと思っております、ほとんどの。ですから、今たちまちの問題について、家を回ったりして、一軒一軒回りまして謝罪をしております。ほの反響については、またいろいろとご批判もいただきながらしております。チェックとか、そういったことは当然いろいろありますけども、ここで細かいことを言っても仕方がございませんので、税務課挙げてマニュアルをつくるなりしながら、なおかつ本職員の資質という気持ち的な、仕事に対する前向きな気持ち、それはもう課内会議で口うるさく言っております。

あとは、今回のことで非常に税の担当者とかという話も出ておりますけども、やっぱり税務課としての責任をちゃんと受けとめようということで、まず住民に対する信

頼回復に向けて、私は基本的な挨拶とか受け付けでの対応を口うるさく言っております。ほういったことで、一日でも早く信頼回復に向けて、正常な税務課としての業務ができるようにということを今徹底しておりますので、そういったことでご理解していただけたらと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 私のほうからは、人事担当課ということで、全体の課に対してのお話になろうかと思えます。

以前の会議のほうでも副町長等々からいろいろとお話もしているかとは思いますが、ここに至るまでに職員のサービスの徹底、綱紀肅正について通知はいたしてきたところでございます。また、課長会議においても何度もそこらの話がございまして、各課においてそこらのチェック体制とリカバリーをいかにするか、そこらの徹底についてっていうこととお話をさせていただいております。ほんで、当然どんなに頑張ってもミスは起こり得ることであるっていうことは職員みんながわかっていたいて、それをいかに話せるようになるかっていうことと誰かが見つけて声をかけて、リカバリーにつなげていくかっていうことをとにかく考えてやってくださいよっていうのを、先ほど副町長も言いましたけれども、各課内会議でのお話をさせていただきたいということで、今現在のところはやっております。

ただ、具体的な改善策、職員に対する指導等についてでございますが、まず職員に対する指導については、やっぱり課長がみずから範を示す必要は非常に高いであろうと。それと、課長が今までの経験と知識をいかに与えて指導できるか。それと、今回の一番大きいところかとは思いますが、法令遵守というところを背中を見せて、きちんとやってほしいってところが大きな部分かと思えます。

あと、具体策については、それぞれのマニュアルづくりで、誰が見てもわかる。それと、書類を誰が見てもわかるところで結果がわかるような体制をつくっていくようなマニュアルづくりっていうのが大事でないかなと思っております。こちらのほうについては、またいろいろと検討して行って、ばらばらするのではなく、ある程度の塊にして、みんなにそれを実行していけるようなことをお願いしていくことかなと思えますので、少々まだ時間は必要なかなというふうには思っておりますので、そこら

はご理解いただきたいと思ひます。

あと、特に研修等についても、ここ数年非常に少ないところもござひます。そこらは全員を集めての研修、基本的な部分の自治法等についても、ベテランの方も含めて開いていくような必要があろうかなとは思ひております。

以上でござひます。

○議長（筈 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 今後の再発防止に向けてでござひますけれども、今各課、具体的に申しますと税務課内での今のたちまちの対応、それから全課、全庁を通しての話につきましては、今山田課長からもお話ししたとおひかと思ひます。一朝一夕でなるものではござひませんが、一歩一歩、一つ一つ積み重ねていくことが必要だと思ひます。私も、自分自身も含めて、初心に返って一から職員の皆さん方が今後いろんな場面で困らないような、いろんな研修を含めた積み重ねをしていくということで信頼回復につなげていきたいと、このように思ひておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。よろしくおひねいします。

○議長（筈 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号につきましてのご質疑にご答弁を申し上げまひす。

この点につきましては、事務事業の取り扱ひについては研修等で十分なところでもござひませんが、ただ最近の傾向といたしまひしてはメンタル的に大変弱いところもたくさんござひますので、そうしたことのメンタルヘルス的な調査もしながら、それぞれの個々の厳正もかなり勉強していかなければ事件防止につながっていかないところもあるんでないかというなところでもござひまひす。

それから、先ほども申し上げまひしたけれども、今回の件につきまひしても決して他人事に思ひうたんではいかんと。やはり役場全体のことと思ひて自覚を持って、責任ある、自覚を持ってやってほしいということをおひ酸っぱくおひ言ひておりますし、また第三者機関に委託をするなりして、今後の研修の大きな参考にもしていききたいなというに考ひておひまひして、さまざまなこの事件を一つのきっかけといたしまひして、さらに改善が図れますように一生懸命に取り組んでまひりたいと思ひておりますので、ご指導のほ

どをよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） それぞれご答弁をいただきました。

税務課長並びに総務課長のほうから答弁いただいていた部分で、根本的な部分、住民に対する接遇、またさらには常日ごろからの研修並びに自己研さん、しっかりとしたスキルを身につける時間を確保する等、ここ15年、20年の行財政改革の中で職員数が減らされ、窮屈な業務体系の中で、いろいろと職員も苦勞をされてきているっていう部分はもちろん理解はしておりますけれども、今こういった事件が起こったということで、一度立ちどまってしっかりと職員一人一人の資質の向上を目指して、それぞれ自分が興味を持つ分野に研修に行かすなり、それぞれの課題を抽出して、その課題を解決できるためのそういった研修会に出向かせるなり、全庁一丸となってそういった研修、学ぶ時間をつくっていく必要があるんでないかなと思います。

今年度において、そこらあたりの研修費はなかなか昨今その研修費を執行できていない状況が続いております。そこらあたり今年度以降、来年度に向けてはもちろん増額するなり、今年度においては補正予算、また流用等でどんどん積極的にそういった場所に参加させるなりっていう部分は町長の判断でできることと思いますので、この分についてのちょっとお考えをお聞かせいただきたいのと、先ほどもちらっと出ましたけれども、今回固定資産税の徴収漏れがありました。しかし、町民の中には固定資産税以外の部分にもやはり不信感を抱いているっていうのが実情でないかなと私自身も肌で感じております。この点についても町長にお聞きいたしますけれども、固定資産税以外の部分、過去にさかのぼって、少なくともこの今回の問題が発覚したの問題の期間3年間ぐらいにさかのぼって、外部機関に委託するなりして、その他の町税業務に不確かな部分がなかったのかどうかという部分について調査されるおつもりがあるのかどうかについて、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（筈 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号につきましてのご答弁申し上げます。

まずは、第1点目の研修会の参加についてということでございます。この点につい

では、積極的に行くようにというような指導もしてるんですけども、なかなか業務の関係とかございまして、十二分に参加ができてないというところでもございます。今後とも、資質の向上という点からしましても、研修会等、いろんな新しいことを見たり聞いたりすることが非常に大事なことでございますので、特に若い職員につきましては、そうした機会を多く設けるようにというようなことで対応していきたいなと思っております。

それから、これ以外にも徴収漏れがあるんでないかというなことでございます。この点については、十分掌握できてないともございます。そんなお話もあったというなことで、部内のほうでもいろんな聞きまして、あつてはならんことではございませんけども、そんなことがあるんだったら、できるだけ未然にっていうか、早いうちに対応もしていかなければいけないというのが答弁でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 他にありませんか。

ほかにありませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） それでは、議案第1号について10番議員としての意見ちょっと申し上げたいと思っております。

このたび起こったこの事案っていうのは、町民はもとより、我々周りにおいて、きっちりチェックできてない。そういう議会としての責任、そういったもんも多く感じておるところであります。それだけに、担当課はもちろん、その上に立つ町長サイド、きちんとした指示ができて今までいたのかなと、そんな疑問も持つわけなんですけど、何よりも起こったことに対して私は事後対応ができてない、正味。このことがさらに事を大きくしたんでなかろうかと。それさえきっちりできていれば、ここまでのことにはなっていなかったように思っております。その点については、私は厳しく町長及び町長サイドに指摘をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。きちんとした指示に対する対応、指示ができてない、そんな感じを受けます。

再発防止策においても、当初事件が発覚後、担当者に再度もういっぺん精査してちゃんと徴収しろというなこと、これを2回繰り返して、まだ依然そのままの状態。このことがあったにもかかわらず、なおその対応策をいろいろと模索しているような状

況。このことについて、我々物すごく不信感を抱いておるところでございます。ちゃんとこのことについて町民に対して信頼回復できる。そういう結果がもたらさせるんであるかどうか、そんなことも心配するわけで、当然町民もいろいろと大丈夫なんかと、ほかも大丈夫なんかと、ここだけでなしにっていうな疑念を持つわけで、当然我々もそういったことを深く感じておるところでございます。

もとに戻りますが、私自身、前議長から町長サイドの考え方、処分の考え方を受けて、相談を受けました。端的に申し上げて、30%カットという線が出ているが、先輩議員どう思うかと。私はいろんな事案も比較して、上勝町長もああいう大幅カットから、県知事でも最近ではああいうふうな状況、そんなことを踏まえて、事案の大きさ等を踏まえて50%カットという人もおられるようだが、30%カット、最低ラインやなと、そういうな線で、まあまあ町長のお考えやったら、それでいいのでないかというように私は考えを申し上げました、前議長に。ああ、そうですかというなことで、それで落ちついたわけなんです、前議長が言うたように、私自身この件についての30%の責任を負っての30%カットだと私は思って、そのことを進言申し上げたわけです。そのことを思っておりましたので、この件については30%だと思っておりましたので、私はその考えを今も変わっておりませんので、その考えを通したいと思っております。ですから、その10%っていうのは、これはもう別で、今回の責任とってのカットは30%というふうに今も思っております。っていうか、そういうことに対して、また何かお考えがあるんだったら町長、ひとつ答弁願えたらと思っております。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号につきましての質疑にご答弁申し上げます。

先ほど来から30%の責任のあり方といいますか、報酬のカットによつての減額によつての重い、軽い話が出ております。私は、先ほど来申し上げていることと同じことなんですけども、決して誤解を与えるようなつもりで言った覚えもないし、6カ月30%というのは事実のこととございまして、そのとおりのこととでございます。今回の責任のとり方としては30%だと、私も任期がございまして、6カ月しかその猶予はないということから、6カ月の30%という答弁をそのときにさせていただいたというように解釈でおったところとございまして、それがこういう大きな議論になるとはちょっと想像もしてなかったというのが今の事実のところでもございます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 堂々めぐりみたいになるんで何ともそれはもう言えないんで、それ以上私は追求するつもりはありません。ただ、前段申し上げました今回についての責任の重さっていうのは30%に値するっていうのは、私はそれぐらいは考えておりました、前議長にもそういうお話をしました。っていうのは、もう一回申し上げますが、起こった責任と、その後の事後処理、事後対応が、そのことについてもまずかったということを踏まえての総合的な私の考え方を申し上げたわけでありまして、この点について、事務処理、対応、この部分についての心配がものすごく募るわけでありまして、全体的にそのことが全町に不信感っていうか不安を實際言うたらあらわしていると、そういうことでないでしょうか。ですから、私は再度申し上げて、答弁はもう堂々めぐりなんで要りません。私の考えを申し上げて、終わります。

以上です。

○議長（節 公一君） ほかに質疑はございませんか。

3番。

○3番（美馬友子君） 議案第1号について質疑させていただきます。

今回この議案は、最高責任者として責任の重さを考えているっていうことで減給っていうか、責任をあらわすっていうことで減給になったと思いますが、今いろいろと答弁を聞きながら、やっぱり個人的な問題になっている。私は組織が一番大事、組織なんで、ここは。組織が一番大事だと思います。メンタルも弱くなった。職員も育てないかん。そしてまた、できなかったこと、もっと最後までして、回復して、信頼を取り戻してっていうんは、やっぱり個人的な問題と捉えている。それは、役場内において毎日顔見よう人に対して、そのことをまだ言っているっていうことはできないっていうことがわかってないのかな。再発防止にこの今考えてることが本当に私つながるのかなと思います。

それから、一番大事なことは、報告だと思っています。この間の説明書の報告の中で、何日かかっていますか、町長のところに行くまで。毎日役場において、町長が知らなかったというん、こんなことがあっていいんですか、こんな大きなことが。課長から参事に行って、参事から町長まで行くのに、1週間、1週間かかるとんですよ。

そして、まだ毎月のようにできないからっていうことで、こんなふうに来た。このこと議案第1号には関係ないんですが、やっぱり個人的でない、組織だと思ってるんで、済いません、私が言いたいのは、町民の皆さんに信頼を取り戻すことは、本当に役場内の組織がどんなふうにしたら町民の皆さんが納得できるのか。そのことが、これから体制づくりをするっていうことなんで、しっかりと住民の信頼を取り戻すために、本当に住民の皆さんが納得できる組織をつくってほしいっていうことをこれからしっかり考えてほしいなと思います。そのことで答弁できることがあれば。

○議長（節 公一君） 組織体制のことやけんまず組織。町長，いきます。

○町長（中田丑五郎君） 担当課長の後で。

○議長（節 公一君） まず，ほな課長。

山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ご質問にご答弁させていただきたいと思います。

基本的に組織づくりに至るまでのこの一人一人の個々の資質を上げていくことがまず大事かなと。そんで、組織をまとめるために一つの一番小さな組織が課でございませう。課の中でいかに働きやすく、住民の負託に応えられるような仕事ができるか。そこらを考えて、その積み上げの中で組織ができ上がっていくというふうに私は考えております。ただ、その中でのリーダーシップ等があって、目標を定めて進んでいくような組織をつくり上げるのが必要であろうかとは考えております。

ただ、今すぐに議員のおっしゃるような信頼を取り戻す組織のところまでは至っていないのは現実ではございませう、具体的にはでございませうけれども。ただ、今回のことを各課長，ひいては各職員も十分身にはしみるというか感じてはいると思います。自分が職員としてその立場になった場合のことも踏まえての話でございませう。それと、当然自分が住民として信頼をしていたはずの役場で起こった事件ということで、そういうふうな両方の面から、多分職員は今試行錯誤も含めながら、次に向かって進んでいることと私は思っております。それを積み上げていって、中で役場の組織としてっていうふうな大きな目標，姿を主張，私も含めてですけれども，見せて，目標を定めれるような組織になっていくことが必要でないかなとは思っております。余り答えにはならないかもしれませんが，以上でございませう。

○議長（節 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号につきましてのご答弁申し上げます。

体制づくりと、非常に大事なことでございまして、体制もつくり、それを機能させていく役割を担う人材も非常に大事でございます。組織ばかりではだめだと。ほんで、チェック体制も厳しくやっていくことによって、防げる案件は未然に防いでいくというようなことが非常に大事でございます。今回のことにしましても、チェック体制が機能しておけばという、大いに反省もいたしておるところでもございます。いろいろな面で反省材料でございます。そうしたことをチェックをしながら、今後の信頼回復といたしますか、事故を未然に防げるような体制づくりもやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 報告で一番大事なことは、何でもしゃべれるっちゅう風土が大事なんで、多分皆さんが休憩時間にふだんの話をしっかりされていると、仕事のこともいろんな面で困り事が話ができると思うんです。コミュニケーション能力も皆さんお持ちの方が行政職となられてるんですから、しっかりと話し合う機会、そしてまた、先ほども接遇が大事だっていうことですが、ふだんの態度も大事なんで、やっぱり何でもしゃべれる。職場内で何でもしゃべる。困り事が言える。もう今できてないけん、困っとんじゃっていうことが声に出して言えるっていう職場をぜひつくってほしいと思います。そのことが立派な組織に変わっていけるんだと思っております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 答弁は。

○3番（美馬友子君） 不要です。

○議長（笹 公一君） えっ。要らん。

他に質疑はありませんか。

質問ありませんか。

ない。

○1番（仙才 守君） 僕。

○議長（笹 公一君） あっ、ない。いやいや、何かなければ。

○1番（仙才 守君） ほな何か言おうか。

○議長（筈 公一君） 1 番仙才議員。

○1 番（仙才 守君） ちょっと気になった点が一つだけあります。

先ほどから再発防止っていうことで、チェックを厳しくするというようなことをずっと言われてますけれども、総務課長が言われたように、ミスは起こると。起こったものをどうするかっていうのが非常に大切で、国際的に見ても日本の公務員の数っていうのは少ない。それは公務員の高いモラルに支えられているんだろうというふうに思うんですけれども、チェックばかりふやして仕事が、チェックをふやしたら、もちろんシステムか何かで防御していくんはいいんですけれども、チェックがふえたら仕事もふえるんで、僕はその点ちょっと心配してます。

一番重要なことは、トラブルが起こったときに、先ほど10番議員さん言われたように、いかに早く組織で解決に持っていくかということが重要であって、それができているから日本の公務員の職員の効率が上がってるんだろうというふうに思っております。だから、そちらのほうに力点を置いて組織づくりをしてほしい、意識改革をしてほしいというふうに思います。特に答弁は結構です。

○議長（筈 公一君） じゃあ、答弁なしやけど、ええですか、もうそのままで。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 質疑なしと認めますが、以上で本件に対する詳細質疑は終了します。

7 番議員。

○7 番（国清一治君） 小休願います。

○議長（筈 公一君） 小休、はい。

小休します。

午後 2 時38分 休憩

午後 3 時00分 再開

○議長（筈 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

執行部のほうから議案第 1 号について訂正の申し入れがありますけれども、それを諮ることに皆さんご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、訂正文を配付お願いします。

小休します。

午後 3 時 01 分 休憩

午後 3 時 02 分 再開

○議長（筈 公一君） 再開をいたします。

議案第 1 号の訂正箇所について、その内容を中田町長より説明求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 訂正箇所につきまして説明をさせていただきます。

議案第 1 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その中で附則の 21 項中の文案の町長の給与月額から当該額の「30」ってございましたところを「40%」に訂正をいたしたいと考えておりますので、お取り計らいよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） ただいま町長から説明がありました内容について質問のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する詳細質疑は終了します。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議なしということで、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第 1 号の討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議ありませんので、そのように決定します。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笹 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(笹 公一君) 次に、追加日程第2、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣
することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれで終了いたしました。

以上で散会いたします。

お疲れさんでした。

午後3時05分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議長

勝浦町議会副議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員